主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意のうち、憲法三二条、三七条違反をいう点は、刑訴法二四条が憲法に違反しないことは当裁判所の判例(昭和二三年(つ)第六号同年一二月二四日大法廷決定・刑集二巻一四号一九二五頁、同三四年(し)第一二号同年三月二七日第一小法廷決定・刑集一三巻三号四一五頁参照)の趣旨に徴し明らかであるから、所論は理由がなく、その余の点は、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和五五年一〇月二八日

最高裁判所第二小法廷

慶	宜	野	鹽	裁判長裁判官
夫	_	本	栗	裁判官
良	忠	下	木	裁判官
頼	重	本	塚	裁判官
_	梧	崎	宮	裁判官